

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：母子福祉費

事業名 県母子寡婦福祉連合会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 子ども家庭課 子ども支援係 電話番号：058-272-1111(内3554)

E-mail : c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事 業 費 1,250 千円 (前年度予算額： 1,250 千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	1,250	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,250	0	0	0	0	0	0	0
決定額								

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

- ・母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭及び寡婦の自立の促進、福祉の増進を図るための中核的団体であるが、その自主財源は乏しいため、連合会の運営に対して補助を行い、運営を保全するとともに育成・活性化を図る。
- ・母子寡婦福祉連合会の行う、県内のひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与し、会員の生活意欲の向上および会員相互間の交流事業等の事業運営を保全する。

(2) 事業内容

- ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施
 - ・就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、養育費相談、特別相談等
- ひとり親家庭等健全育成事業の実施
 - ・一般相談
 - ・学習支援ボランティア
 - ・ひとり親家庭事業
 - ・各種大会への参加調査研究広報活動
 - ・助成金事業
- 資金造成事業
 - ・自動販売機の設置

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10／10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,250	母子寡婦福祉連合会 運営費補助金
合計	1,250	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

長期構想

III 誰もが活躍できるふるさと岐阜県づくり
母子家庭の母の就業と生活を支援する。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	県母子寡婦福祉連合会補助金
補助事業者（団体）	<p>(一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会</p> <p>(理由) 母子寡婦福祉連合会は、県のひとり親家庭等福祉の中核機関であるが、その自主財源は乏しいため、連合会の運営に対して補助を行う。</p>
補助事業の概要	<p>(目的) (一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会の活動の促進を図る。</p> <p>(内容) 県は、(一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会と協力してひとり親家庭及び寡婦に対する支援施策を推進していく必要があり、昭和37年度より運営費の補助を行っている。</p>
補助率・補助単価等	<p>定額</p> <p>(内容) (一財) 岐阜県母子寡婦福祉連合会の運営に要する経費。</p> <p>(理由) 岐阜県児童福祉関係団体運営費等補助金交付要綱の定めるとおり。</p>
補助効果	会員が集まり研修会等を開催し、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の増進に寄与している。
終期の設定	<p>終期：令和11年度</p> <p>(理由) 県ひとり親家庭等自立促進計画（R7～R11）の最終年度</p>

(事業目標)

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか
 (長期構想) 母子家庭の母の就業と生活を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

※ひとり親家庭等の福祉の向上を目的とした、岐阜県母子寡婦福祉連合会運営のための補助金であるため、目標値は設定しない。

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度	
	1,250	1,250	1,250	

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	市郡母子団体と連絡調整を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のために検討を行った。 令和4年9月に中部地区母子寡婦福祉研修大会を開催し、322名の参加を得た。
令和5年度	市郡母子団体と連絡調整を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のために検討を行った。 令和5年7月に岐阜県母子寡婦福祉研修大会を開催し、250名の参加を得た。
令和6年度	市郡母子団体と連絡調整を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のために検討を行った。 令和6年1月に岐阜県母子寡婦福祉研修大会を開催し、250名の参加を得た。

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	(一財)岐阜県母子寡婦福祉連合会は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める母子・父子福祉団体であり、ひとり親家庭及び寡婦の福祉向上のための中枢機関である。連合会の運営に対して補助を行い、運営を保全し、会の活性を図ることがひとり親家庭及び寡婦福祉の増進につながるため、事業の必要性が高い。
-----------	--

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり）

2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成）

1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%）

0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）

(評価) 2	福祉研修大会等の行事を通じ、県内各地域の母子・父子福祉団体と連携して、会員であるひとり親家庭及び寡婦に対し、支援施策についての情報提供や相談を実施している。
-----------	--

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている

(評価) 1	県内各地域の母子・父子福祉団体と連携し、県下全域を対象として広くひとり親家庭及び寡婦福祉のための活動を行っている。
-----------	---

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

組織としての運営機能が十分でないため、改善が望まれる。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

(一財)母子寡婦福祉連合会の活動は、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のため重要なことから、自主財源については増進を図るよう助言を行い、運営費に対し補助を行うことが必要である。